

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金に関する事務 基礎項目評価書【令和4年3月31日終了】

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

札幌市長

## 公表日

令和5年4月14日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金に関する事務
②事務の概要	<p>札幌市では、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」(令和3年11月26日付け府政経運第399内閣府政策統括官通知)に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、「令和3年度札幌市子育て世帯等臨時特別給付金」として、児童一人当たり10万円相当の給付を行う事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)第9条第1項別表第1の100項により個人番号を利用することができるのは、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、令和2年度特別定額給付金等関係情報及び令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金を含む本給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務と定められている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを以下の対象者の選定、申請を要する対象者の選定及び申請者の支給要件の該当者を判定する事務で取り扱うこととする。</p> <p>プッシュ型支給対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当受給者のうち、9月分の児童手当の支給を受けた者</li> <li>・令和3年9月30日時点で平成15年4月2日から平成18年4月1日までの期間に生まれた児童のみ養育している世帯のうち、児童扶養手当の認定を受けた者</li> <li>・令和3年10月1日から令和4年3月31日までの期間に生まれた児童を支給対象児童として児童手当の認定又は額改定(増額)の認定を受けた者</li> </ul> <p>申請を要する支給対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年4月2日から平成18年4月1日までの期間に生まれた児童を養育する世帯(児童手当受給者のうち、9月分の児童手当の支給を受けた者及び令和3年9月30日時点で平成15年4月2日から平成18年4月1日までの期間に生まれた児童のみ養育している世帯のうち、児童扶養手当の認定を受けた世帯を除く)</li> <li>・公務員(国、道、市町村、警察、自衛隊等)の児童手当受給世帯</li> <li>・児童手当の認定を受けていない場合やDV被害者等</li> </ul>
③システムの名称	<p>手当システム(児童)</p> <p>中間サーバー・プラットフォーム</p> <p>システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名)</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
令和3年度子育て世帯臨時特別給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一の100の項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第73条</p> <p>別表第一告示(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示)3号、4号)</p> <p>番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年度10月6日条例第42号。以下、「利用条例」という。)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(121の項)</p>

<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援部子育て支援課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
—	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	郵便番号060-8611 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階 札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年11月19日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

